

総務建設経済常任委員会会議記録

1. 期日 令和3年2月22日(月) 開会 9時30分
閉会 9時57分
2. 場所 議事堂(議場)
3. 付議事件
①二宮町火災予防条例の一部を改正する条例(議案第7号)
②閉会中の継続調査について
4. 出席者 大沼委員長、坂本副委員長、二宮委員、松崎委員、野地委員、杉崎委員、渡辺委員、善波議長
- 執行者側 ①町長、副町長、消防長、消防課長、予防班長
- 傍聴議員 6名
一般傍聴者 0名
5. 経過

①二宮町火災予防条例の一部を改正する条例(議案第7号)

<補足説明>

委員長

執行者側より趣旨説明等は事前にお配りをしておりますので、ただちに質疑に移らせていただきたいと思います。

<質疑>

二宮

2点。二宮町内でも家の壁から充電をしている光景が見ることがあるが、何キロワット減っているのか分からないが確認である。従来どおりの20キロワットかどうか確認できないが、そういうのは調べに行くのかということと、神奈川県が一番EVのスタンドが多いという2012年の調べであるが、今日は町長、副町長もご出席なので伺う。近隣の市町では確かに揃っているところがあり、隣町では45分無料ということになっている。町としてカーボンニュートラルやSDGsの観点から庁舎が新しくならなくてもどちらかが、これから公共施設に必要なのではないかと思う。無いところにも、このような条例をつくるというのは、そういう未来予測について伺う。つくる予定があるのかどうか。

予防班長

家の壁から出ている充電しているものだが、普通充電設備と言い20キロワット以下である。現状届け出等も必要なく、規格が決まっているもので、うちの方で見に行くこともしていない。

町長

庁舎だけでなく今後の大規模改修があり、他の施設もやっている中で、国の動きもそういった意味で加速している。町の単独だけで

はなく、国の施策なども大いに活用しながら進めていく。そういった方向を見ているというのは間違いないと思う。

二宮

消防に関しては分かった。町長が考えられているということで一歩前進だが、どのくらいのスパンで考えられているのか。大磯町では、住民サービスの一環としてたいへん充実していて良いと思うが、そういう点では、ここ何年ぐらいでその構想を思われているのか。

町長

ここ何年と具体的には数年間、遠い将来ではないと思うのは確かだと思う。町民向けのポイントを作っていくのは重要で、町の庁用車自体も今後大きく変わってくる時代に入ってくると思うので、そう遠くない中で一つひとつ具体的にしていきたいと思う。

松崎

追加でいただいた資料だが、総務省のホームページからとっているものだと思うが、出典を書いていただきたいのが一点。資料4とホームページをチェックしたが、資料4の2ページ目で(13)から気になったところを指摘させていただきたい。コネクターだが、資料4の3行目でコネクターに十分な強度を有するものにあってはこの限りではないと記載があるが、総務省のホームページにあるように、これは火災等のリスクの検証だと思うが、ここには載っていない。しかし、ホームページを見てみると、感電のリスクも考えながらと書いてある。13というのはコネクターが落下し、それによって火災とか感電のリスクについて処置を講ずるという話になるので、どうしてコネクターに強度があれば、この限りでないとなるのか、分からなかったので説明していただきたい。14だが、基本的な理解が不足しているのかもしれないが、急速充電設備において設備の中の液体というのは、冷却液以外に存在しないのが大前提に書かれているが、それで間違いないのか。液漏れのことには冷却液だけのことを考えればよいのか。他に充電器の中に冷却液以外が存在しないという前提で書かれているのかもしれないが、それで間違いがないのか。3点目だが、総務省のホームページの安全対策を資料4に反映させるとなると、16のイの異常な高温にならないことはホームページにも載っており、だからこのような記載になったのかと思ったが、イについてはウの内容に含まれるのかと思い、非常に座りが悪い項目になっている。改定前のイの文章は、異常な高温にならないこと。また、異常な高温となった場合には急速充電器を自動的に停止させることという記載があり、後半の部分が削除されているが、どうして削除したのか。ホームページを見てみると、温度が高温にならない措置と書いてある。これを削除する必要が無いのではないか。ウとひっくるめて書いた方がよいのではないかと思う。最後だが、総務省のホームページを見ると、新たに必要とされる防火安全対策が全部で9項目ある。これが改正後に反映されているような書き方になっているが、なぜかリユース蓄電池を使用する場合、客観的評価による場合により安全性が確認されたものに限定という、この記載が改定後に反映されていないが、それは何か理由があるのか。

予防班長

コネクタの十分な強度についてだが、火災と感電のリスクの両方を合わせてとなっている。これに落下防止措置等も含まれている。液体は冷却液だけのことを考えればよいのかということだが、現状の設備として冷却液は入っていない。上限の拡大することにより、冷却液方式のものが今後普及してくるであろうという前提の下で、この液体は冷却液だけを含むということになる。冷却液だけのことを考えて大丈夫である。ウの異常な高温については、異常な高温と新たに低温を検知した場合は急速充電設備を自動的に停止させることとなっている。改正前は高温だけだが、改正後は異常な高温と低温を検知した場合を含めた表現になっている。9項目あってリユース蓄電池の記載がないということだが、これは現在規格を定めている「CHAdeMO（チャデモ）協議会」があるが、リユース蓄電池については今後検討して再度発表することになっている。火災予防の急速充電設備の上限拡大とリユース電池については別に分けて議論しようということになっていたの今回の改正には反映されていない。

松崎

分かった。2点ほど不十分だと思われたことがある。13番目のコネクタの部分だが理由になっていないと思った。いくらコネクタに十分な強度があっても落下した場合に火災及び関連のリスクが無くならないと思う。その点はいかがか。イとウだが今の説明でも納得ができないが。イの異常な高温にならないことはウに含めてよいと思うが、2点改めてお願いします。

予防班長

こちらの表現等についてだが、上位条例に基づいてこのような表現になっているのでこのような記載とさせていただいた。コネクタの件だが、調べたところ落下するところと、落下して十分な強度が無ければ配線や冷却液が漏れて感電、漏電等のリスクがあるため、しっかりした強度を持たせるということになっているようである。

委員長

今言われている感電リスクや火災のリスクの事例があるのかどうか説明していただきたい。

予防班長

現在2月1日時点で、二宮町や神奈川県、全国的にも事故例は確認できていない。

松崎

3回目で最後だが、13番目だが上位の法律が変わったことにより、それを受けての改正はよくあり、おっしゃりたいことはよく分かるが、その場合、ただ鵜呑みにするのではなく、一つひとつ文章を理解して吟味しながらやっていかなければならないと思うので、改めて13のコネクタが十分でも、それが落下して、水たまりに落ちたとなったら、それはコネクタの部分とは関係ない話である。イとウに関しても上位がそうなっていることで、そのままシフトしたということの不自然な記述になっているのでウのところの一つにまとめないと違和感のある記載であると思うがいかがか。

予防班長

コネクタに関しては操作に伴う不時の落下防止をする措置を取っていただく。落ちた時、その下に水たまりがあってというところで、外れた場合はすぐに充電を停止させる措置である。そういうところも今回の改正で新たになっている。コネクタの強度については、あくまでも部品単体について、落ちたら壊れないような形、そこから電気が漏れたりしないということを示して書いてある記述となっている。ここの文言については他市町と連携を取りながら、こういった表現を取らせていただいた。

野地

今回の条例改正はメーカー側に問うもの、町民が意識するものと署が行うものがあると思っており、基本的には電気自動車の扱いかと考えるが、そうすると町民は何をするのかというところが疑問である。先ほど二宮委員から自宅で使う車は 20 キロワット以下だからということがあった。どういうものが私たちの生活の中で想定されているのか、もしあれば教えていただきたい。たとえば、その中でソーラーパネルによる蓄電池関係の充電はどうなっているのかと少し疑問に思った。例を挙げていただくと分かりやすいので願います。

予防班長

急速充電設備については一般家庭には想定しない。町内での急速充電器の設置は無く、普通充電設備については 4 か所ある。電気自動車 24 キロワットの電気がついてあるものを普通充電であれば満充電まで 20 時間かかっていたものが今回 50 キロワット以上のものになれば 80 パーセント充電までが大体 15 分から 30 分までかかるような感じのものになる。急速充電設備については道路交通法で定められているナンバープレートが付いて公道を走れる自動車と原動機付き自転車ついて充電ができるようなものになっている。キャンピングカーとかに大きなバッテリーが乗っているというものには充電できないようなものになっている。町民の方について 50 キロワット以上 200 キロワット以下のものについては届け出が必要になってくるが、一般家庭の方では 20 キロワット以下を想定しているので、一般町民の方が届け出に来ることはまず想定していない。届け出が来ると想定しているところは事業者やカーディーラーとかに急速充電設備が設置された際には届け出が必要で、現状では設置状況等、消防で確認しに行く予定である。

< 討論 >

委員長

これより討論に入る。
（「無し」との声あり）
討論無しと認める。

< 採決 >

委員長

それでは議案第 7 号を採決する。原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。
（挙手全員）

挙手全員である。よって議案第7号は可決と決定する。

休憩 9時52分

再開 9時53分

②閉会中の継続調査について

委員長

閉会中の継続調査を議題とし報告する。ご承知のとおり、さる例
令和2年12月25日、令和3年1月25日及び2月9日、会期終了
後の所管事務調査事項について打合せを行った。候補として挙げら
れたのは、買い物支援やバリアフリーなど移動に関する事、役場新
庁舎の複合化について、憩いの家など集会所の統廃合やホテル跡地
の利用など遊休荒廃農地問題と相続、地籍の整理などだった。
その中でも「集会施設の再編」と「遊休荒廃農地」の2項目に絞ら
れ、委員で協議した結果、調査事項は遊休荒廃農地の問題というこ
とになった。その中で遊休荒廃農地については、打合せの中で次の
ような意見があった。荒廃地の景観に問題がある。台帳が無く管理
が不十分だと感じる。現在の地籍調査の進行状況が不明である。相
続等後継者の所有意識の欠落が危惧される。貸農地等有効活用に期
待ができる。行政課を連携した横断的取り組みが必要となる。鳥獣
被害対策につながる期待ができる。中間管理機構を通じた農地活用
制度の促進が期待できる。現在は本数が少なく収支の合わないオリ
ーブ本数の増加に期待ができる。農地活用で成功した前例者がおり
取り組みやすいなどだった。この中で遊休荒廃農地の整理と活用も
しくは遊休荒廃農地の有効活用についてどちらかの名称でいきた
いと思う。遊休荒廃農地の有効活用ということで名称を設定したい
がいかがか。

（「異議なし」との声あり）

それでは、総務建設経済常任委員会の継続調査としては遊休荒廃
農地の有効活用について取り組みをさせていただきたい。本会議
終了後に議長にその旨を報告し、定例会最終日の3月18日の本会
議で委員長報告し、議会としての決定をいただく。この件は以上
で終了する。

閉会 9時57分